

AIオンデマンド交通運行事業業務委託仕様書

1 目的

首都圏からの移住者や地域における自家用車を持たない住民が、車を持たずとも移動しやすい環境の創出に向け、令和6年度、7年度の実証運行の結果を踏まえた上で、本格運行を行う。

2 対象地

下土狩～中土狩地区を中心とする4キロ圏内

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

受注者は、AI等の技術を活用した配車システムによるオンデマンド交通の運行を実施するため、必要なシステムの構築等を行い、そのシステムに合わせ実際の運行を行う。

(1) AI オンデマンド交通システムの構築

ア システム概要

- (イ) 効率的な運行ルートを即時に作成するデマンド型乗合予約システムであり、クラウド型システムにて構築されていること。
- (イ) 町公式LINEからのオンライン予約を可能とすること。
- (ウ) システムに蓄積された利用者データ・乗降データ・運行データの確認ができ、更なる利用促進に向けた運行方法の改善検討等に活用できること。
- (エ) 運賃収受は現金またはクレジットカードによる事前決済とすること。
- (オ) 個人情報適切に保護できるシステムとすること。

イ システムに係る要件

発注者が指定した期間及び時間でインターネットにより乗車予約を受け付け、即時に出発予定時刻と場所、到着予定時刻と場所を利用者に通知できるシステムであること。

先の予約成立後から新たな予約が発生した場合は、即時に自動で可能な限り乗り合いを成立させるアルゴリズムを有し、効率的な運行の支援ができるものであること。

(イ) 予約・配車・運行管理に関わる基本機能(オンデマンド配車システム)

- a AIを活用した効率的な自動配車、自動ルート生成、運行指示を可能としたシステムとすること。
- b 利用者の情報(氏名、生年月、住所、連絡先等)が登録・管理できること。
- c オンライン予約が可能であること。

- d 前日午前0時からの事前予約、乗車10分前までの即時予約が可能であり、利用者が選択できること。
 - e 予約完了時に利用者に対して、予約受付に関する通知ができる機能を有すること。また、その通知の際に、利用時における安全上の注意喚起を行うことができる機能を有すること。
 - f 予約が成立しない場合は、成立しない理由を明示するとともに、予約が可能な時間の目安を表示する機能（予約が成立しない場合に限らず、予約時に空いている時間帯が確認できる機能でも可）を有すること。
 - g 運賃の設定については、1乗車あたり大人350円、小人250円、未就学児無料であり、予約時に運行区域の中で一般的な運行ルートが3キロメートルを超えると100円加算することが可能であること。運賃については今後の地域公共交通協議会において決定予定であり、変更が生じた場合においても対応できること。
- (イ) 利用者向け機能
- a 予約の確定、状況確認、キャンセルができること。また、乗降地点の確認ができること。
 - b 乗車人数、乗車または降車希望時間を任意に指定することができること。
 - c ウェブやスマートフォンによる予約画面は、高齢者でも直感的にわかりやすく、操作性に優れたものであること。
 - d メンテナンス時間を除き、365日24時間利用可能なこと。
- (ウ) 運転手向け機能
- a 運転手に対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降地点及び運行ルートの表示など）。
 - b 予約発生時に運転手に通知する機能を有すること。
 - c 運行に必要な利用者に関する情報を表示する機能を有すること
 - d 運転手から予約者への連絡（電話や簡易的なテキストメッセージの送受信等）が容易にできること（コールセンターを経由しての連絡も可とする）。
 - e オンライン回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。
 - f 運転手毎に休憩時間を含むシフト登録が可能であること。
- (エ) 管理者向け機能
- a 指定のURLにアクセスすることで必要な機能が利用できること
 - b リアルタイムで運行状況を確認できること。
 - c 運行車両の予約状況を確認できること。
 - d 予約情報の登録、削除ができること。
 - e 地図上で乗降地点の位置の確認及び地点の追加・削除・利用制御ができること。

(2) AI オンデマンド交通運行の概要

ア 運行日時

令和8年8月3日から令和9年3月31日までの間で毎日運行とする。

イ 運行時間

8時30分～17時30分

ウ 運行区域及び乗降地点（※詳細はP7、8参照）

下土狩～中土狩地区を中心とする4キロ圏内の40か所

エ 運行車両・台数

10人乗りワゴン車1台、4人乗り小型車1台

（10人乗りワゴン車2台での運行可）

祝日を除く月曜日・火曜日は原則10人乗りワゴン車1台での運行とする。

ただし、委託者、受託者との協議の上、10人乗りワゴン車1台、4人乗り小型車1台運行への変更が可能となる場合はその限りではない。

オ 運行方式

利用者の予約に応じて運行し、設定した乗降場所にて乗降可能とする。また、予約状況により、相乗り運行を行う。

カ 運行事業者

町内を営業区域として許可を受けたタクシー事業者であり、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく区域運行に基づく運行が可能であること。また、(2)エ 運行車両・台数について用意ができること。運行事業者の業務は、車両・運行・運賃の管理を基本とする。

キ 運行手続き

運行事業者は、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業に基づく許可など、運行を開始するための必要な手続きについて、運行開始までに遅延無く確実に行うものとする。なお、運行開始後に運行内容に変更等が生じた場合についての手続きも同様とする。

(3) 利用促進に向けた支援

受注者は、発注者と協議の上、利用者を増加させるため、次に示すようなアンケート調査や広報活動を行うものとする。

ア アンケート調査

運行開始後、随時、運行車両内等にて運用改善等に資する利用者アンケート調査を実施すること。

イ パンフレット制作・印刷

乗降場所や利用方法等を掲載したパンフレットのデザイン制作及び両面4色印刷を行うこと。なお、パンフレットの印刷部数はA4×4,000部程度を想定している。ま

た、制作したデータは速やかに発注者に引き渡すものとする。

ウ 乗降スポットに設置する案内表示のデザイン制作及び作成、維持管理

乗降スポットに設置する案内表示（停留所シール 40 cm×40 cm）を作成し、設置すること。設置後、劣化等により再設置が必要となった場合は対応すること。

エ 車両ラッピング等

運行車両のラッピングのデザイン制作及び作成を行い、運行車両の左側面、右側面及び前面、後面のいずれかにラッピング等で表示すること。車両ラッピング等は利用者が一目で本事業の運行車両であることがわかるサイズであること。

オ 特設サイトの作成

本事業実施にあたり、インターネット上で特設サイトを作成し運営すること。なお、特設サイトには運行概要、停留所の位置、予約方法、町の情報等を掲載し、初めて利用する方でも視覚的にわかりやすい内容であること。

カ PR活動

業務期間中は、認知度向上のため、継続したPR活動を行うこと。なお、運行を開始する際は、報道機関等を集めるなど、効果的なPR活動を特定の季節（3ヶ月）に1回程度行うこと。

(4) 運行における効果検証及び改善に対する支援

運行実績より抽出される各種データや利用者等の意見を踏まえ、効果検証を行いその結果に基づく運行の効率化や改善に対する支援を行うこと。

(5) 他公共交通機関への影響等の検証

運行による他公共交通機関への影響などの検証を行うこと。

(6) 国補助における実績報告支援

国の「交通空白」解消緊急対策事業の活用を予定していることから、同事業の活用にあたって必要となる事業の進捗報告（2か月に1回程度）、完了実績報告に必要な資料の作成支援を行うこと。

(7) 運行事業者の車載端末の操作説明講習等

システムの導入に加え、運行事業者へ乗車受付端末及び車載端末システム利用についての操作説明講習を運行開始前に1回程度実施すること。

なお、システム利用に必要な機材等については、運行事業者と協議の上で車両へ設置するとともに、運行事業者へ操作方法の研修等を実施し、運行開始日までに万全な運行体制が構築できるようにすること。

(8) システム及び車載端末の運用保守・管理

- ア 運用保守を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、発注者からの問い合わせに対応する一元的な担当窓口を設けること。
- イ システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、発注者に随時報告するとともに、利用者の画面に障害が発生している旨の表示をすること。
- ウ システムで利用するアプリ・ブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合は速やかに必要な対応を行うこと。
- エ システムの利用に当たっては、IDとパスワードによる認証あるいはこれに類する認証を必須とすること。
- オ システム操作履歴等の各種ログを保持した上で、必要な時に確認できること。
- カ システムへの不正アクセスに対して適切な対策を講じてセキュリティを高め、必要に応じて発注者に連絡する体制を整えること。

(9) 緊急時の対応及び損害賠償

天災、交通事故その他やむを得ない理由により、本業務の実施に支障が生じ、又は生じる恐れがあるときは、事業者において適切な処置を講じたうえで、速やかに発注者に報告すること。

また、利用者が、利用中に生命及び身体を害したとき、又は害する恐れがあるときは、直ちに適切な処置を講じるとともに、発注者に連絡すること。万が一、事故等が発生した際は、詳細がわかる報告書を提出すること。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(10) 利用実績の報告

当該月の運賃収入、利用乗客数等の実績をメール等の方法により、翌月中旬までに発注者に報告するものとする。また、発注者からの請求に応じて、運賃収入、利用乗客数等の実績に関する速報値をすみやかに提出すること。

(11) 成果品の提出

受注者は以下の成果品を発注者に提出すること。

- ア 運行開始前まで
 - サービス説明書、システム設定書、利用者や運転手用アプリのマニュアル
- イ 運行開始後毎月
 - 利用登録状況や予約状況、運行実績がわかるデータ
- ウ 業務完了時
 - 報告書 1部 (A4サイズ、ファイル綴り)
 - 電子データ (CD-R等) 一式

(12) その他

受注者は、乗降場所および運行の安全性担保に努めること。

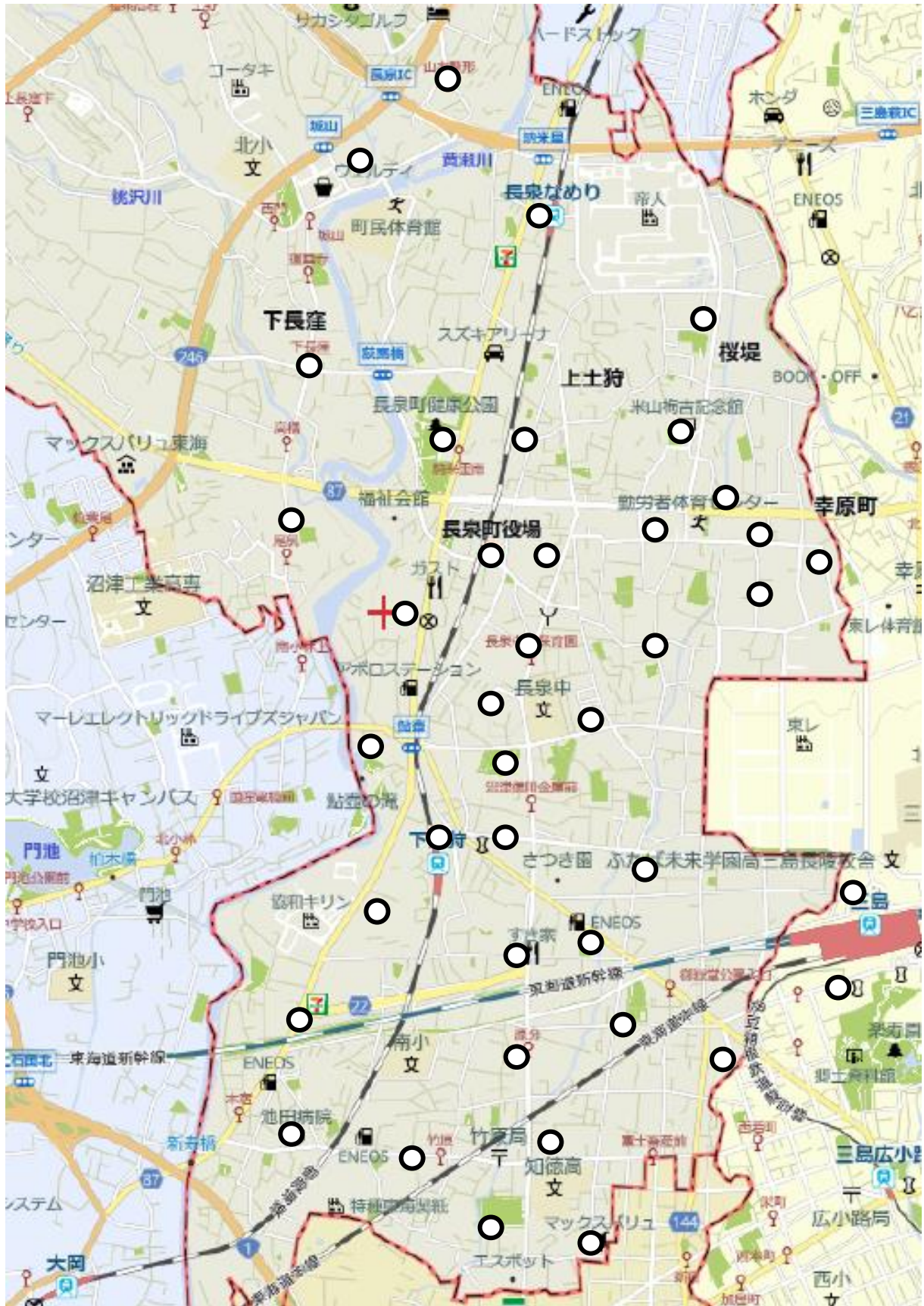
5 個人情報保護について

「個人情報の保護に関する法律」を遵守して業務を行うこと。

6 その他

- (1) 受注者は、関係法令を遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- (2) 発注者が必要に応じて行う周知・広報活動や、利用実態等の調査の実施に協力すること。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た情報を、本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならない。
- (4) 本仕様書の記載内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定することとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者で協議の上で実施について調整するものとする。

● AI オンデマンド交通運行事業 運行区域、停留所箇所



● 停留所一覧

下長窪・南一色エリア	
ウェルディ長泉	Boulangerie ADACHI
下長窪公会堂	南一色第2公民館
納米里エリア	
長泉なめり駅	長泉町健康公園
上土狩・桜堤エリア	
タリーズコーヒー&TEA 長泉桜堤店	セリザワスポーツ
米山文庫こども図書館	
中土狩エリア	
フレスポ長泉・パルながいずみ	マックスバリュ長泉中土狩店
ノジマ・さわやか前	長泉町役場
MISTO	クリエイトSD長泉東中土狩店
しずてつストア 長泉店	中土狩第一公民館
多田商店	
下土狩エリア	
世界一小さな公園	長泉産直市
ベルフォーレ（長泉文化センター）	割狐塚稻荷神社
鮎壺公園	下土狩駅
マックスバリュエクスプレス長泉店	ファミリーマート長泉鮎壺店
八幡神社	アワテンボウ（awatenvou）北
下山米穀	ストーリーズ
南部スポーツ広場	西村医院
三島エリア	
三島駅北口	楽寿園
竹原・本宿エリア	
27LAYERS	池田病院
南部地区センター	クリエイトSD長泉竹原店
マックスバリュ長泉竹原店	竹原グラウンド